

蒲郡市竹島水族館コンセッション  
実施方針

令和5年7月

蒲郡市

## 蒲郡市竹島水族館コンセッション 実施方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定により、蒲郡市竹島水族館コンセッション（以下「本事業」という。）の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）について公表します。

令和5年7月25日  
蒲郡市長 鈴木 寿明

蒲郡市（以下「市」という。）は、本事業について民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、公共サービスの向上及び財政資金の効率的、効果的な活用を図るため、PFI法に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することを検討しています。

本実施方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成24年3月閣議決定、その後の改正を含む、以下「基本方針」という。）、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」（平成25年6月6日公表、その後の改正を含む。）等に則り、本事業の実施方針として定め、ここに公表します。

## 目 次

第1 特定事業の選定に関する事項.....	1
1 事業内容に関する事項.....	1
(1) 事業名称.....	1
(2) 公共施設の管理者の名称.....	1
(3) 事業の目的.....	1
(4) 事業内容.....	1
第2 特定事業の選定及び公表に関する事項.....	5
1 特定事業の選定基準.....	5
2 選定結果の公表.....	5
第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	5
1 募集及び選定に関する基本的事項.....	5
(1) 募集及び選定方法.....	5
(2) 提案の審査.....	5
2 募集及び選定の手順に関する事項.....	6
(1) 募集・選定に係るスケジュール.....	6
(2) 実施方針に関する質問及び意見等の受付.....	7
(3) 質問・意見・提案に対する回答の公表.....	7
(4) 実施方針の変更.....	7
3 応募者の資格等.....	7
(1) 応募者の構成.....	7
(2) 応募企業、応募グループの構成企業・協力企業に共通の参加資格.....	8
(3) 応募企業又は応募グループの個別の参加資格.....	9
(4) 参加資格基準日.....	9
4 提出書類の取扱い.....	9
(1) 著作権.....	9
(2) 特許権等.....	9
第4 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する 事項.....	10
1 基本的な考え方.....	10
2 市と運営権者のリスク分担の基本的な考え方.....	10
3 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続き.....	11
(1) 運営権者の保有する運営権の譲渡.....	11
4 モニタリング等.....	11
(1) モニタリングの内容.....	11
(2) モニタリングの費用負担.....	12

5	財政情報の報告及び開示.....	12
第5	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	12
1	本事業の対象施設.....	12
第6	契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	
1	公共施設等運営権実施契約に定めようとする事項.....	12
(1)	総則.....	12
(2)	公共施設等運営権の設定.....	12
(3)	公共施設等運営権設定対象施設の引き渡し.....	12
(4)	施設維持管理運営業務.....	12
(5)	利用料金の設定及び收受等.....	12
(6)	公共施設等運営権の処分.....	12
(7)	契約期間及び契約満了に伴う措置.....	12
(8)	契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置.....	12
(9)	法令変更.....	12
(10)	不可抗力.....	12
(11)	雑則.....	13
2	疑義が生じた場合の措置.....	13
3	管轄裁判所の指定.....	13
第7	本事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	13
1	事業の継続が困難となった場合における措置.....	13
(1)	運営権者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	
(2)	市の事由により本事業の継続が困難となった場合.....	13
(3)	不可抗力等により本事業の継続が困難となった場合.....	14
第8	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	
1	法制上及び税制上の措置に関する事項.....	14
2	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	14
3	その他の支援に関する事項.....	14

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

蒲郡市竹島水族館コンセッション

#### (2) 公共施設等の管理者の名称

蒲郡市長 鈴木寿明

#### (3) 事業の目的

蒲郡市竹島水族館（蒲郡市竹島町1番6号）（以下「本施設」という。）は、昭和31年に現在の竹島園地にて開館し、その後、昭和37年に現在の場所に移築し、営業している。平成18年度より指定管理者による管理運営を開始し、平成21年度には利用料金制度を導入した。平成29年度には、耐震改修リニューアルを行い、同様の運用で約20年間（令和19年度頃まで）利用することを想定した。

しかしながら、リニューアル後において想定を超える人気で来場者数も増加するといった状況変化があったことに加え、近年では新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあった。現在、新型コロナウイルス感染症は5類へと引き下げられ、旅行需要が高まっている現状を契機に、観光のまち「がまごおり」を一層盛り上げていく必要がある。

そこで、本事業は竹島水族館をさらに魅力的な施設とするとともに、エリア全体の魅力向上に繋げることを目的として実施するものである。

#### (4) 事業内容

##### ア 事業方式

(ア) 市は、民間事業者に対して、公共施設等運営権方式（PFI法に基づく。）により、本施設の公共施設等運営権（以下「運営権」という。）を設定する。

(イ) 公共施設等運営権者（以下「運営権者」という。）を、公の施設の指定管理者制度（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項）に基づく指定管理者に指定し、本施設の利用を許可する権限を付与する。

##### イ 運営対象施設及び事業場所（周辺含む）の概要

###### (ア) 対象施設

蒲郡市竹島水族館（水槽等の器具备品を含む）

###### (イ) 場所

蒲郡市竹島町1番6号

(ウ) 敷地面積

2,983㎡

(エ) 建物の概要

①構造：鉄筋コンクリート造

②階数：地上2階建

③竣工年度：昭和37年11月

④延床面積

1,954㎡のうち水族館使用部分1,079㎡。その他部分875㎡

補足) 水族館使用部分1,079㎡ 建物1階(事務室含む)

その他部分875㎡ 建物2階(現状、備品置場等に使用)

(オ) 都市計画等による制限

①市街化調整区域

②蒲郡市観光開発計画指定区域(蒲郡温泉地区)

③三河湾国定公園第二種特別地域

(カ) 周辺の土地の概要

①エリカの泉：蒲郡市所有

②竹島園地駐車場(パーク前)：蒲郡市所有(敷地面積1,537㎡)

ウ 公共施設等運営権の存続期間

(ア) 運営権の存続期間は、実施契約に定める日に始まり令和20年3月31日に満了するものとする。ただし、期間内において、市からのやむを得ない事情により、期間短縮をする場合は、双方協議の上、終了日を決定する。

(イ) 運営権者からの申し出により、それまでの運営状況等を踏まえて、期間の延長について市と協議できるものとする。

エ 利用料金の收受と費用負担

(ア) 運営権者は、「蒲郡市竹島水族館の設置及び管理に関する条例(昭和36年蒲郡市条例第30号)」で定められた利用料金の範囲内で、利用料金を設定し、自らの収入として收受することができる。詳細については募集要項等において示す。

(イ) 市は、公共施設等運営権実施契約(PFI法第22条第1項に規定する。以下「実施契約」という。)に特段の定めがある場合を除き、運営権者に対して本事業の実施に要する費用を支払わず、原則として、運営権者が当該費用を負担する。

オ 業務の範囲

業務範囲は以下のとおりとする。竹島水族館の利用者の満足度を向上させるとともに、効率的かつ生産性の高い運営の実現に向け、各業務の具体的な内容について、民間事業者からの提案を求めることとする。

- (ア) 水生生物の収集、飼育、調教、展示及び調査研究
- (イ) 水族館の施設及び設備の維持管理
- (ウ) 水生生物に関する学習機会の提供及び知識の普及啓発
- (エ) 利用料金の徴収
- (オ) 利用料金の免除業務
- (カ) 水族館の利用者促進のためのイベント等の開催
- (キ) 水族館の利用の促進及びサービスに関する業務
- (ク) 水族館の広告宣伝に関する業務
- (ケ) 災害時の避難誘導等、入館者の安全確保に関する業務

#### カ 運営権対価

運営権者が市に支払う運営権の対価は無償とする。ただし、応募企業からの、有償で運営権対価を取得する提案は妨げないものとする。

#### キ 運営権者

運営権者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は、複数の企業によって構成される企業グループ（以下「応募グループ」という。）により設立された株式会社（以下「SPC」という。）とする。

#### ク 民間事業者の提案に基づく事業（自主事業）

応募企業及び応募グループの構成企業（SPCへ出資し、本件業務を直接受託する法人）、協力企業（SPCには出資せず、SPC又は構成企業から本件業務の一部を受託する法人）、又はこれらが出資する会社（運営権者を含む。）は、自らの提案に基づく事業（任意事業）を、自らの責任と費用で実施する独立採算事業として実施できるものとする。なお、優先交渉権者の選定過程において、これらの事業に関する提案を受け付け、評価するものとする。

##### ・周辺の土地の活用

周辺の土地（エリカの泉、竹島園地駐車場（パーク前）、その他含む）において、集客イベントの開催あるいは集客施設の設置を提案することができる。

※市が所有する土地（エリカの泉、竹島園地駐車場（パーク前）等）を使用する場合は、別途手続きが必要となる。

#### ケ 収益の一部を地域貢献へ活用

運営権者による運営の結果生じる収益の一部を地域貢献に資する取組に活用することを真摯に行うものとする。

#### コ 事業スケジュール

- ・令和5年7～8月 実施方針の公表、実施方針等に対する意見聴取
- ・令和5年8～9月 特定事業の選定  
募集要項等の公表

- ・令和5年9月頃 審査資料の提出、プレゼンテーション
- ・令和5年10月頃 優先交渉権者の決定
- ・令和5年11月頃 基本協定の締結
- ・令和5年12月頃 運営権の設定及び公表  
実施契約の締結
- ・令和6年1月 運営権登録、利用料金の届出
- ・令和6年1月～ 現事業者との業務の引継ぎ
- ・令和6年4月1日 事業の開始

サ 公共施設等運営権存続期間終了時の取扱い

公共施設等運営権の存続期間が終了する際における運営権等の主な取扱いは次のとおりとする。

(ア) 運営権

公共施設等運営権の存続期間の終了日に、運営権者に設定されている運営権は消滅する。

(イ) 運営権設定対象施設

運営権者は、公共施設等運営権の存続期間終了時に、市に運営権設定対象施設を明け渡さなければならない。

(ウ) 運営権者の保有資産等

市は、本事業の実施のために運営権者の所有する資産のうち必要と認めたものを時価にて買い取ることができる。

本事業の実施のために運営権者が保有する資産等のうち市が買い取らないものについては、すべて運営権者の責任により処分し、その費用を負担しなければならない。

(エ) 業務の引継ぎ

・運営権者は、公共施設等運営権の存続期間終了前において、自らの責任と費用負担により、本事業に係る業務が円滑に市又は市が指定する者に引き継がれるよう十分な引継準備期間を確保のうえ、適切な業務引継を行わなければならない。

・公共施設等運営権の存続期間中に申し込みのあった、公共施設等運営権の存続期間終了後の本施設の利用に係る予約については、市が受け付けるものとする。

シ 更新投資等の取扱い

(ア) 運営権設定対象施設

・運営権者は、運営権設定対象施設について、市の事前の承認を得た上で、自らの責任及び費用負担により、更新投資を行うことができる。

・市は、必要であると判断したときは、運営権者の了解を得た上で、運営権設定対象施設について、更新投資を行うことがある。



・運営権者又は市による更新投資の対象とした部分は、施設完成後に市の所有物となり、運営権設定対象施設に含まれるものとして運営権の効果が及ぶものとする。

(イ) 運営権者の保有資産等

・運営権者は、本事業の実施のために保有する資産等について、原則として自らの判断で新規投資、改修、更新投資を行うことができる。

ス 事業に必要とされる根拠法令等

(ア) 本事業の実施に当たっては、関連する法令、条例、規則及び要綱等を遵守するとともに、各種基準及び指針等についても、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考とするものとする。

(イ) 適用法令及び適用基準は、各業務の開始時点における最新のものを採用すること。

## 第2 特定事業の選定及び公表に関する事項

### 1 特定事業の選定基準

市は、本事業をPFI法に基づく公共施設等運営事業として実施することで、公共サービスの水準の向上が期待できる場合かつ市の財政負担の縮減が期待できる場合に、本事業を特定事業に選定する。

### 2 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、その判断の結果を評価内容と併せ、ホームページ等を用いて速やかに公表する。

なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては、同様に公表する。

## 第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 募集及び選定に関する基本的事項

#### (1) 募集及び選定方法

民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式の採用を想定している。

#### (2) 提案の審査

提案の審査は、学識経験者等で構成する蒲郡市竹島水族館運営等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置して実施する。

選定委員会は、次の7名で構成される。なお、本事業に関し、委員への個別の接触は、本事業の公正性を害するおそれがあるため、一切禁止する。委

員への接触が判明した応募企業又は応募グループは失格とする。

	氏名	所属・役職
委員長	齊藤 徹史	愛知大学地域政策学部教授
委員	植羅 真人	弁護士法人住田法律事務所弁護士
委員	船井 宏昌	船井公認会計士事務所公認会計士
委員	内田 克哉	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 観光戦略室長
委員	安藤 壽子	一般社団法人蒲郡市観光協会理事
委員	志賀 重介	蒲郡商工会議所副会頭
委員	大原 義文	蒲郡市副市長

資格審査においては、応募企業又は応募グループが、後掲の3.に規定する応募者の資格等を満たしていることを確認する。

提案審査においては、資格審査を通過した応募者を対象に、提案内容の審査を行う。現段階で想定する提案審査の審査事項は以下のとおりであるが、詳細は、今後、募集要項等において示す。

**【審査事項】**

- ・本事業に係る計画全体に関する事項
- ・自主事業に関する事項
- ・提案金額

2 募集及び選定の手順に関する事項

(1) 募集・選定に係るスケジュール

運営権者の選定に当たっては、次の手順及びスケジュールで実施する予定である。

日程	内容
令和5年7月25日	実施方針の公表
令和5年8月2日	実施方針に係る説明会の実施
令和5年8月10日	実施方針に関する質問及び意見等の受付
令和5年8月中旬頃	質問に対する回答公表
令和5年8月下旬頃	特定事業の選定、募集要項等の公表
令和5年8月末頃	募集要項等に関する質問の受付及び回答
令和5年9月頃	審査資料の提出期限
令和5年9月頃	提案者プレゼンテーション
令和5年10月頃	優先交渉権者の決定
令和5年11月頃	基本協定の締結

令和5年12月頃	運営権の設定及び公表
令和5年12月頃	実施契約の締結
令和6年1月～	現事業者との業務の引継ぎ
令和6年4月1日	事業の開始

(2) 実施方針に関する質問及び意見等の受付

実施方針に関する質問及び意見等の受付を、下記の要領にて行う。

日程	内容
期間	令和5年7月25日～8月10日
受付方法	上記期間に電子メールによる送信又は郵送のみを受け付ける。
質問、意見・提案の様式	下記のホームページに掲載される指定様式を用いること。 <a href="https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/kanko/takeshimasuizokukan-jisshihousin.html">https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/kanko/takeshimasuizokukan-jisshihousin.html</a>
質問及び意見等の提出先電子メールアドレス	<a href="mailto:kanko@city.gamagori.lg.jp">kanko@city.gamagori.lg.jp</a>
問い合わせ先	産業振興部観光まちづくり課 TEL 0533-66-1120

(3) 質問に対する回答の公表

質問に対する回答については、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと市が認めたものを除き、市ホームページにて公表する。

なお、提出のあった意見・提案は、原則として公表しない。

(4) 実施方針の変更

市は、実施方針等に関する質問及び意見等を踏まえ、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

変更を行った場合には、特定事業の選定時にホームページ等で速やかに公表する。

3 応募者の資格等

(1) 応募者の構成

ア 応募者は、本事業に係る業務を実施する予定の応募企業又は応募グループとする。

イ 応募グループにより応募する場合、構成企業のなかから代表企業を定め

るものとする。また、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、代表企業が応募手続を行わなければならない。また、参加表明書において、応募グループの構成企業及び協力企業の企業名と、それぞれが携わる業務を明記することとする。

ウ 応募企業又は応募グループの構成企業及び協力企業、並びにこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募企業又は応募グループの構成企業及び協力企業として参加できないものとする。ここでいう「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、以下のいずれかに該当する場合とする。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合をいう。ただし、会社の一方が会社更生法（平成14年12月法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法（平成11年12月法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ・会社法（平成17年7月法律第86号）第2条第4号及び同法施行規則（平成18年2月法務省令第12号）第3条の規定による親会社と同法第2条第3号及び同法施行規則第3条の規定による子会社の関係にある場合
- ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合をいう。

- ・一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ・一方の会社の役員が、他方の会社において、会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) 応募企業又は応募グループの構成企業・協力企業に共通の参加資格

応募企業、構成企業及び協力企業のいずれも、少なくとも以下のア～キの全ての要件を満たしていることを要する。

詳細については、今後、募集要項等において示す。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律

第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

エ 委員会の委員が属する企業、又はその企業と資本面若しくは人事面において関連しない者であること。

オ 財務状況が著しく不健全であると認められない者であること。

カ 国税、県税、市税を滞納していない者

キ 提案書の受付日から契約締結日までのいずれの日においても、国、愛知県及び本市契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

### (3) 応募企業又は応募グループの個別の参加資格

応募企業、又は応募グループの代表企業、構成企業及び協力企業のうち少なくとも1社は、過去5年間に水族館の維持管理について3年以上の実績を必要とする。

### (4) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、別に定めるものを除き、提案書の受付日とする。参加資格確認基準日の翌日から市による優先交渉権者の決定日までの間、提案者が参加資格を欠くに至った場合、市は当該提案者を審査対象から除外する。

## 4 提出書類の取扱い

### (1) 著作権

提案者から提出された提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその市が必要と認める場合、提案者の提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は返却しない。

### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法及び運営方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負わなければならない。

#### 第4 運営権者の責任の明確化等、事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

##### 1 基本的な考え方

本事業における業務遂行上の責任は原則として運営権者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由があるものについては、市が責任を負うものとする。

##### 2 市と運営権者のリスク分担の基本的な考え方

予想されるリスク及び市と運営権者の責任分担は、原則として「リスク分担表（案）」に示すとおりであるが、責任分担の程度及び具体的な事項については、実施契約書（案）として、今後、提案募集時に示す。

契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又は契約に特別の定めのない事項について疑義が生じたときは、市及び運営権者は、誠実に協議の上、リスク分担を決定するものとする。

リスク分担表（案）

種 類	内 容	負担者	
		市	事業者
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望等への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更		○
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災、感染症その他の蒲郡市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
	上記不可抗力に伴う営業補償		○
書類の誤り	仕様書等蒲郡市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	

	事業計画書等公共施設等運営権者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	全て		○
施設・設備の損傷	蒲郡市公共施設マネジメント計画における、個別施設計画個票に掲載されるもの	○	
	蒲郡市公共施設マネジメント計画における、個別施設計画個票に掲載されないもの（上記以外）		○
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
安全対策	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用、期間終了後又は業務廃止後の後継事業者への引継ぎ		○
情報公開	第三者からの情報請求の対応		○

### 3 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続き

#### (1) 運営権者の保有する運営権の譲渡

運営権者は、事前に市の許可を受けなければ、運営権を譲渡、担保提供その他の方法による処分ができないものとする。

市は、運営権者から全部又は一部の運営権の譲渡の申請があった場合、新たに運営権者となる者について欠格事由や実施方針適合性等、運営権者選定の際に確認した条件に照らして審査を行い、当該譲渡がやむを得ない場合であり、かつ、当該譲渡後においても運営権の存続期間満了まで本事業を安定的に実施継続可能であると認めたときに限り、PFI法第26条第2項に基づく許可を行うものとする。

### 4 モニタリング等

市は、運営権者の実施する業務内容の確認及び運営権者の財務状況の把握等を目的に、モニタリングを行う。

#### (1) モニタリングの内容

市は、運営権者の実施する業務について定期的に確認を行うとともに、財務状況及び利用状況についても確認する。

(2) モニタリングの費用負担

モニタリングにかかる費用のうち、市が実施するモニタリングにかかる費用は市が負担する。ただし、市が要求する運営権者所有の資料の提出に要する費用については、運営権者が負担する。

運営権者自らが実施するモニタリング、いわゆるセルフモニタリングにかかる費用は、運営権者が負担する。

5 財政情報の報告及び開示

運営権者は、毎事業年度の末日から3か月以内に、各種財務情報を市に報告するとともに、運営権者のホームページ上で内容を公表するものとする。

第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 本事業の対象施設

運営権設定対象施設は以下のとおりである。

なお、施設内に存在する全てのものが運営権設定対象となる。

建物（竹島水族館）	
場所	蒲郡市竹島町1番6号
延床面積	1,954㎡のうち水族館使用部分1,079㎡。その他部分875㎡
構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上2階建
竣工年度	昭和37年11月

第6 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 公共施設等運営権実施契約に定めようとする事項

市と運営権者が締結する実施契約に定める主な事項は以下のとおりとする。

- (1) 総則
- (2) 公共施設等運営権の設定
- (3) 公共施設等運営権設定対象施設の引渡し
- (4) 施設維持管理運營業務
- (5) 利用料金の設定及び收受等
- (6) 公共施設等運営権の処分
- (7) 契約期間及び契約満了に伴う措置
- (8) 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置
- (9) 法令変更
- (10) 不可抗力



## (11) 雑則

### 2 疑義が生じた場合の措置

実施契約及び実施契約に付帯する事業計画等の解釈等について疑義が生じた場合、市と運営権者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合、運営権者は実施契約に規定する具体的措置に従うものとする。

### 3 管轄裁判所の指定

契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第7 本事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1 事業の継続が困難となった場合における措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに実施契約の定めにより、次の措置をとるものとする。ただし、いずれの場合においても、運営権者は、実施契約の定めるところにより、市の指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、自らの責任で本事業を継続するものとする。

#### (1) 運営権者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

運営権者の財務状況が著しく悪化し、その結果、実施契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、モニタリングに基づく改善指示を受けたにもかかわらず、一定期間の間に是正が認められない場合、その他PFI法第29条第1項第1号のいずれかに該当した場合には、市は、実施契約を解除することができるものとする。

その場合において、運営権者は、市に対して、通常生ずべき損害を賠償しなければならない。

#### (2) 市の事由により本事業の継続が困難となった場合

ア 市において、他の公共の用途に供すること、その他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合には、市は、運営権者に対し、実施契約を解除することができるものとする。

その場合において、市は、運営権者に対し、通常生ずべき損失を補償するものとする。

イ 運営権者は、市の責めに帰すべき事由により、一定期間、市が実施契約上の重大な義務を履行しない場合、又は実施契約の履行が不能となった場合等、実施契約に定める一定の事由が生じたときは、実施契約を解除することができるものとする。

その場合において、市は、運営権者に対し、通常生ずべき損害を賠償す

るものとする。

(3) 不可抗力等により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力、特定の法令変更等により、本事業の継続が困難となった場合には、市又は運営権者は、実施契約を解除することができる。

この場合において、相手方に生じた損失の補償については、実施契約に基づき、市及び運営権者が協議して定めるものとする。

第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

運営権者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

運営権者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を運営権者が受けることができるように努めるものとする。

3 その他の支援に関する事項

市は、運営権者が本事業の実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。